

☆所得限度額表

◇ 事業所得者の所得＝総収入額－必要経費＋譲渡所得等

◇ 給与所得者の所得＝支払い給与の総額－給与所得控除額＋譲渡所得等

平成31年度(平成30年中所得)は令和元年6月～令和2年5月分手当に適用

扶養人数	児童手当		児童育成手当(障害手当)	
	請求者		請求者	
0人	6,220,000円		3,604,000円	
1人	6,600,000円		3,984,000円	
2人	6,980,000円		4,364,000円	
3人	7,360,000円		4,744,000円	
4人目以降	1人につき380,000円加算		同左	

平成30年度(平成29年中所得)は

平成30年8月～令和元年10月分手当に適用

扶養人数	児童扶養手当 請求者		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降	1人につき380,000円加算		

平成30年度(平成29年中所得)は

平成30年8月～令和元年7月分手当に適用

特別児童扶養手当	
請求者	扶養義務者
4,596,000円	6,287,000円
4,976,000円	6,536,000円
5,356,000円	6,749,000円
5,736,000円	6,962,000円
同左	213,000円加算

※扶養義務者とは請求者(受給資格者)の民法第877条第1項に定めるものです。

(18歳以上の同居親族の所得が対象になります)

※養育費(前夫が母および児童に対して支払う金品等)については、その金額の80%を母の所得として加算します。(1円未満は四捨五入)

◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額を計算して認定審査します。

所得から控除する金額 (請求者)				
控除種別	児童手当	児童育成	児童扶養	特別児童
社会保険相当額	80,000			
障害者・勤労学生	270,000			
特別障害者	400,000			
寡婦	270,000	-----	-----	270,000
寡婦特別(みなし含む)	350,000	-----	-----	350,000
寡夫(みなし含む)	270,000	-----	-----	270,000
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金	控除相当額			
配偶者特別	-----	控除相当額		
譲渡所得等特別控除	特別措置法による額			

(扶養義務者)	
児童扶養	特別児童
80,000	
270,000	
400,000	
270,000	
350,000	
270,000	
控除相当額	
控除相当額	
同左	

所得限度額に加算する金額 (請求者)				
加算種別	児童手当	児童育成	児童扶養	特別児童
扶養親族	所得限度額表による			
特定扶養親族1人につき	-----	250,000	150,000	250,000
老人控除対象配偶者	60,000	100,000		
老人扶養親族1人につき	60,000	100,000		

(扶養義務者)	
児童扶養	特別児童
所得限度額表による	
-----	
-----	
(注) 60,000	

(注)扶養親族が老人のみで2人以上いる場合には、2人目から60,000円。(1人の場合は加算なし)